



博古海華



門僧3
號687
卷4



博古涉筆卷之十

器用門

旗旗

日本記と考るに神功皇后の三韓と云ふは
時旌旗曰二輝々と云ふは其前より有けるなり

我國古は軍陣の旗にた、旗を用ゆ意仁兵乱
の時昌山義就の北人同正永の城主江敵味方
をま同く白旗を立ては混雜を中へ別
のぼりを用ゆ其後より諸家のぼりを用ゆの
ぼりを用ゆ事正永より始る



馬 幟 うまじろ

永祿の頃まては馬うまの幟じろなりと云や元龜年
中より始る漸く廣まりて今は云々うまの要也を
永祿元龜と云に正親町院の年号

金鼓 きんこ

日本記を考るに神功皇后三韓を討給ひ一時の
軍令に金鼓きんこなりは士卒とのちと見えた
り新羅しら入ぬひ一時鼓吹こふいを起して山川悉く
振ふとも記や然るは其前より軍陳きんちんに金鼓きんこ
を用ひしなり

軍陳きんちんに法螺貝ほらかいを用ゆ事ことも其始久しき事

うや盛衰記さかふし砥逆山とぎさかの合戦に法螺貝ほらかいの事なり

弩 ゆめ

善相公意見封事せんそうこういけんふうじ云本朝の戎器ぶし強弩きやうこを以て神
なりとい其用たる逐撃しゆくげきの強なりといとも守
禦に長き古語ここふ相傳さうでんて云此器神功皇后奇功
妙思めうしを免くし給ひて制作せさくし給ふ所也故に大
唐たうの弩こなりといとも曾て日本の弩この効利きうりな
るに云う

本朝文粹是弩この始なり

火箭 ひや

欽明天皇十五年新羅の叛けり征せし時

筑紫の物部莫奇委沙奇能く火箭と射て其月の九日の酉の時城を焼て是と技と日本純に是えうり是曰本ふ火矢と用ゆるものなり

鐵炮

天文十二年癸卯の年八月廿五日大隅の國內種子嶋^{しんじま}と云ふ八里西村の小浦に異國の大船一艘漂着を船客而餘人有りて其形類々其語通せん何國の人といふ事を知らん其中小大明の儒生一人居り五峯と名づく此時西村の司に織部丞と云もの頗る文字を知り偶五峯の逢て筆談して南蛮の買客なる事と云れり同廿七日番

船を導て赤尾木の津に入りむ嶋の司種子嶋時堯其船中と點檢し禪僧志首座と云者といへる筆談せむ買胡の長二人有りて一人は牟良叔舎と云一人ハ喜利志多孟太と云手に二三尺ものりり物と携ふ是則今の鉄炮也時堯悦て値をかき以彼の二の鉄炮を買取又重譯して其術を蛮人ふ習得たり其藥の制法とて小臣篠川小四郎と云ものをし是を學ひむ此時に當て北洲根来寺の僧杉坊と云もの有り千里を遠とせしめて鉄炮を求む時堯其慾望深き事を感し津田監物と云者をして鉄炮一挺を杉坊に送

り且妙薬の法と火を放つの道を知りて又時
竟鉄匠数人を以て其器の形象を思せし日夜
鍛錬して新に是を製せしと其形制は頗る是
に似たりといへども其底をみさく故に知ら
其翌年又蜜種の賈胡種子鳴の内然野浦に來る
其賈胡の中亦章に一人の鉄匠なり時竟天の授
る所也と悦び則金兵衛清定と云ふのを以て其
底をみさく法を習はしむ漸時月を経て其卷て
是と藏する事を知り爰に於て新に教挺の鉄炮を
製せり其後其臺と其飾とを加ふ是よりして家
臣の輩此器と所持しける泉州境の高人橋金又

三郎と云ふの種子鳴ふ一兩年逗留して鉄炮を
鍛錬するの術を學び得て歸り其後畿内近國に
廣り又其後關東にも廣りける又其翌年日本
の高人大明へ渡りける大徳の途に伊豆國に
吹ととさる其中に種子鳴の住人松下五郎三郎
と云鉄炮技術習熟のもの有て関八州に傳へけ
る然るに則鉄炮の種子鳴より權輿せし事明之
南浦文集

文永二年元朝より日本を攻め時筑前博多の沖
より戦ひし大元の軍中より鉄炮と云ふもの
と發つた太平記此時先此器なる事を知りしは

とも是は今云ふウロク火矢の類の物と見ゆ或
説に日本に鉄炮渡る始は文龜元年に南蛮より
始て来り然れども鉄筒より省技術妙法は傳
ふより云甲斐武田家には大永七年西國浪人
井上新左衛門と云ふの信虎に奉ふ鉄炮を教
へける又北條家に永正七年に和泉の境より
小田原の玉龍寺と云ふ山伏買求て北條氏綱に奉
りけると云異説區々ありといへども鉄炮の創
作技術共小備より一は種子嶋より事起れども是
誠より日本に鉄炮あり始也朝鮮人の作する懸
錦小萬曆丙戌日本の天正十四年秀吉平義智宗對馬を

して来り一は義智島銃を朝鮮王に捧ぐ我國の
島銃あり事爰に始るといふより此は則朝鮮に
日本より始て渡せし

筆

應神天皇の時始て文字を用ひし是より始
て筆より也
按るに姓氏錄に燕の相國衛滿公の後より筆
を作る十二流に及ぶ是より因て筆氏を給ふと
り
是阿武の御時之事や唐土より筆工来
る始なり也

墨 すゐ

是も筆と同く有るなり日本記を考るに
推古天皇十八年春三月高麗王僧曇徴を貢上と
此人より紙墨を化るといれられた時より日本に
墨作る事を知りしや

中世南都興福寺の二諦坊持佛堂の燈の烟の
を宰に薰滯ふとのと取て牛膠ぎゅうかくふ和して墨
と作る是南都油煙墨の始と云へり

紙

是も曇徴より始りしや前に云へり

琴 こと

大己貴命の持給ひし天の詔琴は里舊事記あるの
れは神代より既に琴あり河海抄かみうみは和琴わことは伴紫
諸伴紫丹尊の御時作り出されしとあり無名抄
より曰和琴のおこりは五張をひきなり是
を神樂に用ひしを煩わづらはとて後の人琴に作里
よりつたり又文献通考は倭國の樂に五弦の琴は
りと記さる是和琴の事なり

箏 そう

命婦石川の色子と云し人筑紫彦山より唐人の
達たつて箏を傳へる宇多天皇より授け奉る河海抄是
箏の始なり古より琵琶笙せい篳篥ひふく等々しなの筑紫流

巧今た、箏の、其術存して其他は不傳
筑紫箏の術今猶肥前國に殘あり
箏の曲節是を京樂に比せしに甚だ詳なり其譜
も亦異也和歌詩句の吟咏なり皆其節奏に中
事歌謠の如し疑らるは是古昔唐人の傳る所
なり然れども其声音是を京樂に比せしは淫
靡なりて雅樂と云ふなりされども是を今の
瞽者の彈する所に比せし又頗る雅に近し近
世瞽者の彈する所の筑紫箏は極めて淫靡なり
其由て来る所甚近し二三十年前筑後國の僧に
り法水と号し善導寺に住し筑紫箏を學ぶ後

に江戸へ行諸家より往來して箏を彈は還俗して
甚時賞を得たり等術を以て瞽者八橋檢校に傳
ふ八橋檢校是を習得て改て三弦の曲を合せし
つゝて淫声となりて以て流俗の嗜好に合はる
よりして其風大に衰へて靡曼の聲と云ふ所
とも其由て来る所のとの筑紫流とは同しうら
涼八橋檢校は貞享二年に七十餘歳なりて死を
りし是を以て新筑紫箏の術なりと云ふ事
を知りしなり

琵琶

我朝の琵琶を用ふ事其始を知り仁明天皇承

和年中掃部頭藤原貞敏入唐して琵琶の秘曲を
劉次郎に受劉二郎と云

劉二郎は則是俗ふ所謂廉承武也

此事詳に三代実録貞觀九年の條下に見るは
是琵琶の秘曲を我國に傳へし始なり

鏡かみ

伊弉諾尊の時既に白銅鏡なり旧事記是は其
来る事久し

櫛くし

伊弉諾尊左の御髻ふ湯津の爪櫛と云給
ふ事なり旧事記其由来久し

鬘まげ

今俗にカモジと云ふ也

伊弉諾尊黒鬘と授給ふ事なり旧事記是
其始なり

校い

天照大神素盞鳴尊の惡行を驚き給ひて校
を以て太身を破り給ふ事舊事記ふられは其
始なり

機はた

雅日姫尊機より隨て持くる校を以て軀を
ぬぐり神退すなり旧事記雅日姫尊は天照太
神の太妹なりと云わ

機率の道備まり

針績麻いと

大己貴神大陶祇の女活玉依姫いひめ山通ひ給ふ
時其父母察頭みづかみつゝんとて績麻を綜とり作り針鉤
と以て神人の短裳みせに係かへ明旦あした糸いとのままく
尋求もとめめしに鑰かぎの穴あなより越へ茅渟山ちやうたんを経へて
諸山しよさんに留とどまりと行ゆり旧事記きうじ此時針績麻いとなと既
に作りけりし

笠かさ

天照大神あまてらす能保忌部ひめいのき祖手置帆原神ふなはらをいて
笠かさを作つくりしめ終はふ旧事記きうじ是其始はじなり

蓑ふし

素盞鳴尊すさな青草あおくさと結むす束たばて以て蓑ふしと給ふ
と旧事記きうじ不ふられけ其来きる事こと久ひさし

席せき

素盞鳴尊すさな天照大神あまてらすの新宮あらたけの御席みせきの下したに放
尿ちしつゝとられけ旧事記きうじ其時そのときより席せき作りけり

席蓆せき

海神かみの彦火ひこの出見尊いけみみと迎人むかひとて八重席蓆やえせき
と設しやけし事こと安やすきは旧事記きうじ其時そのときより有ありけ
りしや

胡床こしど 俗云床机

天若日子胡床こしどふ寝ねふと云る古事記こしじふあ
れは其時既に胡床あり

假殿かりださうき

素盞鳴尊足摩乳手摩乳として八つの假殿と作
らむ旧事記とあり此時始れりなりと

鞠まりふりご

天照太神天屈あまのつゐふ入い給ひ時鏡作祖石凝姥命治
エとり天ノ八湍河の川上ニ天の堅石を取又
直名鹿の皮と全剥はふて羽鞠はなまりを作ると旧事記
にやれは是其始なり

秉炬たいび

萬葉集まんやふしに火たいとあり今のたいまのゑと其遺制
なり

伊弉諾尊左りの御髻みづみふさし給ふ湯津ゆづの爪つま櫛くしと
取雄と柱はしら一をむきうきてうつて秉炬たいびと給ふ事
萬事記まんじふあれば是其始なり

庭燎ふいび

天照太神天の石竈い戸いふ入いるを給ひ時石竈い戸
の前ニ庭燎ふいびをけし事あり旧事記是庭燎の始
なり

火打袋ひうちふくろ

日本武尊東征し鈴すず時相模の國に至り給ひ

古に其國の造日本武尊を欺て火をつけて
野を焼さる尊其欺れ給ふ事を告げし
其嬖倭比賣の命の賜ふ所の囊の口をとき
て見たりと給ふは火打其内にありてに
おろし先其力を以て草を刈撰ひ其火打を
以て火を打出し向火を着て焼退て還出て皆
其國の造寄を切滅給ふ此事古事記に見
たり

今の金着其遺製なりし
兼文の云今世俗火打袋と号して刀に付るもの
は此因縁なりと云

槽 さうりふ

素盞鳴尊槽一口と置いて酒を盛らむと
なり 旧事記其始之

鈎 つづり

彦火火出見尊火破弁尊の鈎をかりて失ひ
給ふ事なり 旧事記其始之

籠 かご

塩土老翁彦火火出見尊の乃工大間齋籠籠と
を作らる又は堅固と云今の籠なりと云
旧事記是籠の始なり

四箱 しよば

火酢芥命の釣を彦火々出見尊の失ひ給へ時火酢芥命責給ふ故に彦火々出見尊海濱に低徊愁吟たまふ時小川准行て罾こを引て因たる

幣帛はに 旧事記 是罾の始なり

天照太神天太王神諸方の神を率て幣帛を作らむ旧事記是始なり

端出之縄はしで 旧事記 是始なり

天照太神天磐戸より給ひ一時手力雄神天照太神の手を取て引出奉るるに於て中臣神忌部神端出之縄を引渡一則申て

申さく又かへりいりしそ云々神代卷是志ぬ縄の始なり

碾礮うす 旧事記

推古天皇十八年春三月高麗僧曇徴どんしやうを貢る人なり碾礮を作る碾礮を作すこゝに始ると日本記に見へり

水碓みづうし 旧事記

天智天皇九年水碓を造らむ由日本記に見へり

指南車しんなんくるま 旧事記

齊明天皇四年沙門智踰指南車を造る日本記

是我國於南東を造る始也

陶器（造るもの）

陶器は神代よりありや大己貴命の時茅渟（ちぬ）の縣（かた）に大陶祇と云神あり（旧事記に茅渟の縣は是くなり）今の和泉の國に属を今も和泉の國に陶器村あり是大陶祇の住し所なり

俗説に行基始て陶器村に居り陶器を作ると云は謬り

古ハ多く土器（かきもの）陶器を用ゐるは職貢令に管陶司（かきもの）の管陶正は掌陶器司とあり

碁（をこ） 雙六（をこ）

吉備大臣入唐の時碁雙六を持來り是其始也と俗説に云傳ふ然もとも持統天皇三年十二月雙六を禁断せしむるより日本紀に見へ傳は猶其始なり事なり

屏風（びやうぶ）

天武天皇朱鳥元年新羅の國より種々の物を調貢又智祥使勲等々献るものの中に屏風あり日本紀に見へる是より屏風ありとありや

水泉（みづい）

天智天皇十年三月黄書（きやうしよ）造本實水泉を献る

とあり是其始なり

棺 いりぎ

神代卷ふ天稚彦の妻子天より降来りて柩を
にあり上り去と有り又素盞鳴尊の御詞に槨
は以て顕見蒼生の與津桑戸に持て臥の奥に
在とありと有りは神代より棺を用ひし事明なり

碑 いし

我國より碑を立ふの始日本紀に大職冠鎌足の
碑の事を載し是始也
今も多武峯に古き碑あり文字に見へる十三
重の石塔ふいり

佛幡 ぶつばん

欽明天皇十三年佛像幡蓋を献せし事日本紀
に見へる是始なり

蓋 さきめ

前ふ見へる

香爐

天智天皇八年冬十月天皇藤原内大臣の家に幸
しりし金の香爐を賜りし事日本紀に見へた
り然るは則其前より有りなり

鞍 くら

筑後國海土記に云筑後國はもと筑前國と合

一國より往者此兩國の間に山に峻く坂を坂あり往來の人駕する所の鞍轡盡す。爰と以て土人鞍轡盡の坂と云釋日本紀引之

今按うに筑紫の号は神代より既にあり然るにツクミと云る鞍轡摩盡よりして名付とあれば神代より鞍する事不明なり

武士の乗る馬の鞍の前輪より形として両旁小切形を付する事は平治元年十二月廿七日待賢門の夜軍の時甚く寒く録田政家に乗たりし鞍の前輪よりつらいて受くるなり
源義平号受得太是と見て命けて形を

付させしる是の形の起りなり

器用門

澤天儀

春秋文選鈎云唐堯位につらせ給ひ義和澤儀と立劉氏云曆云高陽氏澤儀を作る黃帝蓋天を作れ是にすれば澤儀ハ高陽氏より始る

能原下回

漏刻

梁の漏刻經云軒轅黃帝也の時にはトまり夏高の代に宣ぶ周に至て挈壺氏是を主とる古今原始ハは黃帝の時車區と云人漏刻を創むと

託り

曆こよこ

通曆ニ云大昊始て甲曆あり楊泉の物理論ニ云
神農曆日を立漢の律曆志ニ云黃帝曆ヲ作ル尸
子ニ云義和曆を作る呂氏春秋ニ云容成曆を作
是世本の説是ふ同し黃帝内傳ニ云帝既ニ出衣とさる則
客成ニ命一曆を作て以て天を司らしむ

璽

春秋運斗樞ニ云舜の天子たり時黃龍圖を負
て兩瑞と封は

二の奇瑞と其中ニ一見と有り

璽有其文ニ云天皇將璽後漢の祭祀志ニ云三王
文を彫て詐偽漸く興る始て璽符有りて以て姦
萌を檢是を以て見れは印璽の起三代小始る
應劭が云璽は信也古へは尊卑共に是を用由衛
宏り云秦より以前は民も亦金玉を以て印と稱
龍虎の鈕とを秦より始て天子の印を璽と稱
一玉を以て是を作る群臣敢て用るものなり

印

戰國七雄の時臣下の璽を始て稱して印と云史
記ニ獲秦六國の相の印を解と云是なり
按古に輟耕録ニ云今蒙古人の官となりて

有る者は多くは筆を執て花押をさる事あり
以花押とは今云ふ象牙或木に刻て是を印を
書判を象牙或は木に按るに周の廣頌二年
の時ふ平章李穀臂の痛有て位を辞す詔して
名印を刻て用ゝむ是によりば則押字不書判
の事に印を用ゝ始なり

書判を印ふて用ゝ始と也

凡そ一きづき

凡は黃帝より始るよ漢の李尤凡の銘ふ見
る事物紀原

硯をい

後漢の李尤墨硯の銘に書契既より起りて墨硯則
つゝぬと云々然をは則此二物は黃帝の代に
起るなり事物紀原
錢を用て硯とする事漢の揚雄より始る徐氏筆精

墨をい

古今原始に云戦國の時薛稷始て墨を作る
事物紀原の説によれば墨も黃帝の時より始
るなり

又曰後周の世宗の時易水の人李超其子廷珪と
共に徽明に入松烟を和して墨を作る是松烟墨
の始也

説文ニ秦ニハ筆と云一ウリノによりて以て後世を語るとの也

按るに初學記及徐氏筆精五雜俎の説も亦是意小同

紙

後漢書蔡倫の傳ニ云古より書契多くは竹管を編てこれをなす其嫌帛かきふを用ゐるものこれを紙と云嫌其汚しひ貴く管ハをもし並に人に便ならず蔡倫思ひを免くらし樹膚麻頭及弊帛魚網を以て紙ふ作る元興元年是を奉りて和帝其能をよみてせしむる是より天下從ひ用ひて

云事なしと云く蔡侯の紙と云

古今原始ニ此時左伯毛弘郎鄭淳なりと云よく紙を作ると云く

學士佐畢ニ云蔡倫始て紙を作るといふとも必以て云く蔡倫は後漢の時の人也然るに前漢書外戚傳ニ赫蹏註ニ小紙也といはれは恐らくは蔡倫が始るものは何れも倫が作る所前世より精工なり事は悉く始て紙を作ると云く不可也又五雜俎ニ云蔡倫始て紙を作ると云く非也前漢の趙飛燕の傳ニ篋の中に赫蹏書ありと見へたり注ニ應劭云薄小紙也孟康

り云紙を造る事未だありて書を今の黄紙
の如し此説より其は前漢の時既に紙有蔡倫
始て穀皮麻頭故布魚網を煮て擣て以て紙を
作る故に紙始て多きもの

博古彙編卷之十一

器用門

律十二律

呂氏春秋二曰黃帝伶倫命一七解谷の竹を取
て十二律を作らむ晋の律曆志二曰黃帝伶倫
命一七律呂を作らむ

鐘

山海經二云炎帝神農の孫伯岐鼓を因て鐘を作
る又云伯岐鼓をりて此人始て鐘を作る呂
氏春秋二曰黃帝伶倫命一七十二鐘を鑄さし
む世本二云黃帝の工人垂が作る所なり皇圖要

託ニ云帝璽鐘磬を作る禮ニ云璽ハ和鐘注ニ鄭康成云璽ハ堯の時の鐘工なり

古今原始ニ云黃帝の時伯陵鐘を作る

鼓

禮記ニ云土鼓黃桴ハ伊耆氏の樂也帝王世託ニ云黃帝璽を按ずるに桴物志ニ璽ハ龍の如く殺して其皮を以て鼓を作る黃帝内傳ニ曰帝生尤と戦ふ云女黃帝の爲に璽の鼓を作る世本ニ云夷鼓を作る有

古今原始ニ云黃帝の時夷伯鼓を作る

と伊耆氏の土鼓より起るなり

伊耆氏ハ神農の事と云

磬

説文ニ曰無勾氏磬を作る樂録ニ云磬ハ叔が作る所也礼記にも叔が離磬と云古史考に叔ハ堯の時の人といひ皇圖要記に曰帝璽鐘磬を作る通禮義纂より黃帝伶倫より磬を作らむとも見ゆ

琴

かんのこと

文選西都賦ニ云伏羲琴を作り給ふ世本の説も是に同じ琴操ニ云伏羲琴を作り給ふ其長三尺六寸なり琴書ニ曰伏羲氏の天下に王たり一時

桐を削て琴を作る廣雅云曰伏羲氏の琴ハ長七
尺二寸説文云曰琴ハ神農の造り給ふ所也桓譚
新論云神農氏始て桐を削て琴を作り給ふ
絲を繩なひて弦と云周の文王武王との一弦
を加へ給ふ廣雅云神農の琴ハ長三尺六寸六
分た、五弦なり文王二弦を去り給へる隋音樂
志云琴ハ神農の制し給ひ一時五弦なり周文
王二弦を加へ給ひ七弦とし給ふ高氏小史云
炎帝人を以て五弦の琴を作りて通禮義纂
云堯母句を以て五弦の琴を作りて山海經
云帝俊晏龍と云めり此人始めて琴を作る禮

記云は舜五弦の琴を作て以て南風を歌ふと云
聖諸家の云ふ所其始り及長短増弦の説同し
かゝると雖もこれを押極る時は大昊の作り給
ふといへる説とよしとすし故に趙惟燾も亦
琴は伏羲より始ると云へる事物紀原
古今原始云朱襄氏士達命して五弦の琴を
作りて是を琴の始とす
朱襄氏ハ伏羲氏よりハ前の人なり
瑟 ひらのこと
世本云伏羲瑟を作り給ふ
此外数説ありといへとも此説をよしとせし

琵琶の化せ

阮じやん

晋阮咸じやんの作る所也故に阮咸と云唐の元行冲其
形の月ふ似て声琴ふ合て以て月琴と名つく事
物化原

琵琶びわ

風俗通云漢武帝樂人候調より琴よりて
坎候を作らむ坎候ハ琵琶
隋の音楽志には琵琶びわを作る事西域より出づ中
夏の舊器ふるがたなりといふ事
箏そうの事

陸法言の切韻云箏ハ秦の蒙恬より作る所也
隋の音楽志云箏ハ十三弦也秦の声なり蒙恬
の作る所なり

琵琶

風俗通云琵琶ハ近代樂家の作る所其の始を
知らず樂府雜録云烏孫公主の造りて馬上ふ
彈せしより始る傳云琵琶の賦の序云故老の
曰漢の武帝の時烏孫公主を遣はして昆彌こんみに嫁せ
しむ其道を行く時故郷を思慕せし事を兼て思
ひて音を知らしむるを箏そう筑ちく空候くうこうの聲を載し
て馬上の樂を作らむ方語を以て是を名付て

琵琶と云隋の音楽志には西域より出づ華夏の
舊器なりといく事故に云或人の曰碎葉
國より献せしもの也

蕭

通禮義纂に云伏犧蕭を作し十六管なり事
始に云女媧蕭を作し伶上風俗通に云舜竹
蕭を作し給ふ其形参差といふ以て鳳翼に象る
十一管なり長一丈二寸世本にも亦舜の作り給
ふ所長二丈と記せし隋の音楽志に云蕭ハ十六
管長二丈の作り給ふ所也といふ諸説同し
り以て古今以て舜の作とす

箛篥

説文に曰羌人箛篥を吹て中國の馬を驚かし
る所也樂府雜錄に云と竟茲國の樂なり

笛

太平御覽に云黃帝伶倫を以て昆溪の竹をきり
笛を作し給ふ是を吹は風の鳴と云

笙

世本に云女媧笙簧を作し禮祀明堂位にも女媧
笙簧とあり

簧ハ笙中にありきなり

北鼓鼓なり

呂氏春秋云帝嘗倮を以て鼗鼓を作らるる
通曆云帝嘗兵工を以て鼗鼓を作らるる
給ふ

羯鼓

羯鼓銘云我羯の鼓なりを以て故に羯鼓と云
通典云羯より出づるを以て羯鼓と号す

祝敔

禮記樂記云聖人控擗を作爲すと有注云祝敔
と云通曆云帝嘗兵工を以て擗を以て擗鼓と
作す

拍板

晉魏の代に宋識と云もの有り常と擊事を能く
を以て板を以て是を以て擊事なりは是則拍板
の始也

鉦

通典云鉦亦銅鑪と云西戎及南蠻より出づる
或云齊穆王の作する所也

兵器

兵ハ戈戟矛劍の惣名也太白陰經云神農石を
以て兵を作り給ふ黃帝ハ玉を以て兵を作り給
ふ蚩尤則金を鑠して兵を作り給ふ蚩尤五兵を作
り給ふ五兵を制する呂氏春秋云蚩尤五兵を作

孫ハ将、臣

る戈及戟苗牙夷牙也

按古多に周禮ノ注ニハ牙戟釵楯ヲを五兵と

一穀梁傳注ニハ牙戟刀楯ヲ矢を五兵とす

世本ニ蚩尤金を以て兵器を作る然レハ則其ハ

炎帝より始りて金を鑄て又とする事は蚩尤よ

り始る

甲よろひ

世本ニ曰將甲を作る將或ハ與ニ作る墨子ハ此

亦將甲を作る管子のと云大自陰經ニ曰蚩尤草を

割て甲を作る是管子の說黃帝内傳ニ曰玄女帝ニ

請て甲冑を制して以て身に備へしむ

冑かぶと

是亦黃帝の時玄女の作る所前に見く

干戈たて

王子年の拾遺記ニ云庖犧氏干戈を作て以て武

を飾る是干戈の始也

釵つぎ刀かたな

管子ニ云往者葛天廬の山發して金を出て蚩尤

受て是を制して釵鏌牙戟を作郭憲の洞冥記

ニ云黃帝首山の銅を採て始て刀を鑄る二儀実

録ニ云刀の制は黃帝蚩尤と戰しよりして則

これあり

槍やり

實錄ニ云黃帝蚩尤と戦ふ時則槍やりハ漢の諸葛亮始はじめて木を以て是を作つくる長一丈二尺二尺鐵を以て頭とて續事始はじめて云諸葛亮告竹槍しやうしやうを作つくる長二丈五尺二丈五尺

矛こ戟き

世本ニ曰い柄へ矛こを作つくる管子ニ云蚩尤叙鎧よろい矛戟こきを作つくる呂氏春秋ニ云蚩尤五兵を作つくる戟ハ其一其一

弓矢きうし

易の繫辭ニ曰神農氏没なげて黃帝堯舜氏起たる木を弦しやうにけりて弧こと一木を剡けて矢やと以て弧矢の利とくを以て

天下を威おそむ大曰陰經いんけいニ云庖犧氏木を弦しやうにけりて弓きうと一木を剡けて矢やとす山海經ニ云少皞しやうこの子般こ始はじめてて弓矢きうしを作つくる世本ニ云牟夷ぼうい矢やを作つくり揮き弓きうとを作つくる

宋衷そうしゅうニ云牟夷ぼうい揮き共ニ黃帝の臣

郭璞かくはくニ曰弓矢ハ一器ひとしづなりて作つくる者二人有あるは理ことを疑うたがふ一般こを作つくると云一以て是と云一墨子ニ云羿ひ弓きうを作つくる荀子ニ云倕けい矢やを作つくる呂氏春秋ニ云夷羿いひ弓きうを作つくる張敖ちやう吳錄ニ云揮き弧こ星ほしを見みて始はじめてて弧こを作つくる司馬遷ししません史記しきを著しるす黃帝の弓きうを烏號こと云一然しかもは則すなはち繫辭の說の

如く黃帝矢を作り終ふせしを是とせし
按るに諸説紛々たりといふとも孔子の説に
あらずといふも何より從んや聲辭の説を是と
せしと云事ハ云々然して明也
員半千の射決ニ云出允乱を以て黃帝始て弧矢
を割し終る

弩 こしゅう

古史ニ曰黃帝弩を作り終る

箭筒 やづ

寶鑑ニ云箭筒は有虞氏より始る周礼にも矢箠
をのせし

射的 しやく

虞書ニ曰侯以明之注ニ曰射侯の禮を作て以て
善惡を明み候といふ然れば則射侯ハ始て堯
舜の時に見ゆ後世簡よりて射的を作
る侯の遺意也

鳴鏑 かぶらや

前漢書匈奴傳ニ云冒頓鳴鏑を作り

旌 しやう

管子ニ曰舜進善の旌より然るは則虞帝より起る
なり事物紀原古今始末ニ曰旌旂旒をたて
尊卑貴賤の等級をわけし是旌旂の始なり

旗幟

列子云曰黃帝炎帝と戦ふ時鵬鶚鷹隼を以て
旗幟とす太白陰経云曰蚩尤旗幟をたつ黃帝内
傳云曰玄女帝に請て旗幟を制し雲物ふかしく
是旗幟の始也

鉦

黃帝内傳云玄女帝に請て鉦鏡を鑄て電聲の
聲ふ擬ふ今の銅鑼は其貴事也

鼓聲

黃帝内傳云玄女帝に請て鼓聲を制して以て
雷霆を以て是則黃帝是を制して以て蚩尤を

攸終云呂氏春秋云曰帝嘗儀を以て聲鼓の
樂を作らむ

鞞

桓寬の塩鐵論云曰古の鞞鞞草鞞皮薦を以て
後代革鞞を以て飾とす六韜云曰車騎ノ將軍馬
具の鞞を鞞勅備はむとのは誅す是を推せば
當は三代の制なるべし

鞭

説文云曰鞭ハ遠を驅る所のもの也古ハ草を
以て馬を驅る左傳云鞭の長き馬の腹不及は
さるは是也後代是を代るに竹を以てを故

一或は是を箒ハシと云大王馬箒を杖ツヅミてハシを去ると
可レれは其來る事久し虞書ヨに鞭ハシを以て官刑をハシ
と可レれは名を堯舜の代に得て始て薄刑をハシ
と給ふ

盾タテたて

王嘉の拾遺記タテに曰庖犧氏タテ子タテを作タテりタテ是
則楯タテの始也

柝ハシ櫟ハシ曰今俗ハシ云柏子木ノ類也

易繫辭ハシに曰重門擊柝ハシ以待暴客ハシ說文ハシ云櫟ハ夜
行ハシよりハシ所今木を打て声ハシなりハシ更籌ハシより代る
との也

繫辭ハシニ其物を載たれば其始ハシ久し

鐵蒺藜ハシ

漢文帝の時晁錯ハシ邊を守ハシ議を云て曰ハシ蒺藜ハシ石を具ハシ
一渠ハシ答を布ハシ人注ハシ渠答ハ鐵蒺藜なりハシと可レれは
漢の始ハシなりハシ既ハシニ此事ハシなりハシ

雲梯ハシ云々ハシ

墨子ハシに曰公輸般雲梯ハシの械ハシを為ハシる左傳ハシに曰楚子
解揚ハシをして樓車ハシに登ハシらハシむ文王ハシ大雅ハシに曰臨衝
閑々注ハシに曰臨衝ハ左傳ハシに所謂樓車也則雲梯也
然ハシをハシは是三代の時ハシより其物有ハシて公輸機巧ハシをハシ加
へたハシるのハシに續事始ハシに云魯人公輸雲梯ハシを作ハシて以

て宋の城を攻む雲を凌てこれに立へし大白陰
経ニ是を飛梯といひ

鐵炮

鳥銃の制は魯密國より始る人皆是を以て林を
うぐち鳥を打故に鳥銃と云武備要畧

耒耜

易の繫辭ニ神農氏木をとりて耜と一木をた
めて耒とを耒耜の利を以て天下の教由と云
り禮含文嘉古史考にも共ニ神農耒耜を作り給
ふと有事物紀原下曰

銅

周書ニ曰神農の時天より粟をふくを帝是を取
てう一のみ鋤耨を作て以て薄莠を墾一給ふか
くして後五穀をこれ然もは則鋤は神農の作
り給ふ所也世本ニ云倕耨を作もり

鎌

說苑ニ孔子吾丘子ニ鎌の帝を振て笑へるを聞
とられは三代より田器なり

耜

易繫辭ニ神農氏没て黃帝堯舜氏起る木を断て
耜と一地を掘て白とす白耜の利万民以濟とい
り是耜の始なり黃帝内傳ニ曰帝蚩尤を斬て

因て杵臼を叙む

古今原始ニ黃帝の時赤冀臼を作るといつ

碓かきうを

桓譚の新論ニ曰安機杵臼の利を制る後世巧と
加一身を以て碓を踐て其利十倍す然まは則碓
は杵臼の遺法より起る

碓とくきうを

世本ニ曰公輸般碓を作る今以て穀をまゝもの
り木を以て泥を付て是を作る穀を破て米を
出さ器なり

磨いりうを

碓よりて是を作る然まは公輸般碓を作るの
後に起るなり

碾すりうを

後漢書ニ崔亮民ニ教へて碾を作らしめし事なり
是碾の始なり

舂うを

世本ニ曰雍父舂事をなす黃帝の臣也

水車うづりま

魏略ニ云馬鈞京都をまゐり城内に地なり園と
なりを一一といふ是にそゝぐつき水なり故
に翻を作り童兒を以て是を轉せしむ水をそゝ

けは白ら覆る今田家に水車あり天旱さる時水
と引て田にそく器なり是によれは水車ハ魏
の馬鈞くわんよりおこまり然るも漢の靈帝畢嵐ひらん
として翻車はんぐるまを作らぬ水と引て南北の郊路に
そくく云事われは畢嵐を制する所なりん
りま何もの説とやとある事を知るを

畚ひん

黃帝の時史皇始て畚を作る

水碓すゐたい

晋の杜預始て是を作る古今原始

蠶絲かこいと

搜神記ひしあ曰上古の時人より遠く行て其家ふむ
とりの女むすめと馬とを残し置女父を思ひて馬に戯
まはるは汝よく吾父を迎へ来らは吾まきに汝
の妻とあらしと云馬則韁こしらへと絶ちて去る父を
棄せて歸る後に其馬彼女を見ては則怒る父こ
れを何やと女に尋ねられはつぶさに其由を
告ふ父大に怒て馬を殺し其皮をすくを女馬皮
とさくそり所に至りしに忽に女を巻て行後に
大樹の枝に皮の女を巻るを得らんと既に
死して蠶かいと成り因て其を名付て桑と云桑ハ喪
なり此蠶桑の始也皇圖要記曰伏羲蠶を化し

て絲とてを又黃帝の四妃西陵氏始て蠶を養て
絲をり也

今按るに搜神記の説怪誕として信用する
にたゞは然るを今俗間の兒女がよく物語
し傳ふ事なれば其出所を知らしめんう爲に
此にのせしむ

機杼 すゝい

淮南子に伯余の始て衣を作する時絲麻索纒
手に經指し縫後世機杼を作て舂服を織るに
使たり是機杼の始也一説は機杼の始は注に伯余は
黃帝の臣一説に伯余は則黃帝也といふ

針 はり

禮記内則に針は釵とつと縫人と請ふと云事なれば
始て衣裳を制せしより針絲なりし帝王世記
に云大昊九針を制是より始る

熨斗 いっし

帝王世記に云殷紂王重刑の具を作らんとて
先大熨斗を作り火を以てこれを熨し人を
是をさらしむれば手則たゞる紂王妃妲己と共
小是を見て戲笑をねる今の人帛きぬをのづる器は
其遺意也

熨斗

かきつ

周禮ニ王后夫人の服ニ髮髻を以て首の飾とす
るとのり故ニ詩經にも鬢髮如雲不屑髻と
り然るは則髻は固より始る

釵かんざし

實錄ニ曰燧人氏始て髻を作る女媧の女荆枝及
竹を以て筓として髪をつゝぬけり堯に至て銅
を以て是を作る横すまに髪をつゝぬきり
舜よりゆゑに象牙玳瑁を以て是釵の始なり
古今原始ニ女の粧飾も是より始る也
今按古に堯舜の時からる由なき華飾を始
終するは無稽の言也信を以て之を却けり

梳くし

實錄ニ云赫胥氏梳を作る木を以て是をなせり
二十四の齒有り疏通の義と云る説文ニ曰櫛は
梳枇の惣名なり釋名ニ云梳ハ其齒の疏を云枇
ハ其齒の細なりて相比と云禮記ニ男女不同巾
櫛とあり枇ハ梳より割する之今は篦の字と
申す

鈿あやめ粉こ

墨子ニ云禹粉を作り給ふ
今按古に禹王ハ昔酒をさく惡く給ひ
バかりよりけき物を始め給ふは是

聖と云ふは妄言なり

張華の博物志云、紂鋁を焼きて粉を作ると、これを胡粉と云ふ。事始云、鋁粉ハ紂作る所なり。此二説ハさしづり、紂の事と云つて禹を何やまゝは甚しくむし

輕粉ハ云

實錄云、蕭史秦ノ穆公と飛雲丹を鍊る名を粉と云、則輕粉也。是始なり。

燕脂ハ云

古今注云、燕脂草ハ西方より出、葉ハ菊の如し。花ハ茜あざに似たり。土人は是を以て粉を添て、女人

の面色とす。故に燕脂と名つ。後人は是を効て紅花を以て是を作る。彼燕脂草より添ると、のほろらに秦の宮中悉く紅粧と云ふ。これハ秦の時より始るなり。事物紀原

古今原始ハ殷紂王の妃妲己、燕地の紅花を取り脂とす。以て面を澤す。又鋁粉を用ひ、飾とす。且帛を以て是にまゝ女子是を効ふと云ふ。此説によれば、秦より前に燕脂を用ひしや。

薰籠ふんろう

晋の東宮舊事云、太子妃と御給ふ時、衣薰籠ふんろうなり。

と見へたれば是も秦漢の時より何れもあら
ず

鏡

黃帝内傳云帝既王母と王屋小會甚則大鏡
十二面を鑄て月を随て是を用ひ云中記云堯の
臣子壽鏡を作ると有りハ非也

鏡臺

魏武帝雜物疏云鏡臺ハ魏の宮中より出

華蓋

さぬうり

古今注云曰華蓋ハ黃帝の蚩尤と戰ひ給ひ一時
五色の雲氣金枝玉葉有りて帝の上に止る花蔭

の象有り故是にかゝりて華蓋を作る

輦

てうり

通典云夏后の末の代に輦を作る高には胡奴
車と云周には輜車と云隋の時輦を作りて輪を
つけたり人をして是をみちしむ注云曰人
の輦を輦と云正義云曰秦始皇其輪を去てこれ
をみちしむ漢の世に至り遂に人君の乗とす
紀原

古今原始云曰顓頊高陽氏始て結元輦に乗る是
輦に乗の始なり

風輦

ふうり

通典云唐の時輦七種有り其一を大風輦と云
前世には其文無し疑らくハ唐の時始て造る
なりん今ハた鳳輦と云事物紀原下同

車

通典云上古の聖人蓬の轉るを見て輪を作
る事とし輪行て物を載る事を知る爰に
於て又輿を作り輿輪相承て流轉して極り
し重きとのせて遠きに致し以て天下を利せり
是車の始也古史考云黃帝車を作て重を引
遠き所にいづを其後少昊の時牛に駕し禹の時
奚仲と云人馬に駕する事と始む

戎車

司馬法云戎車ハ夏の時は鈞車と云高きハ寅
車と云周りは元戎と云然まは則戎車は夏后の
前不出て夏に至て始て其名をつけられなり

指南車

黃帝内傳云玄女帝のたぬに司南車を作
志林云曰黃帝の蚩尤と隊鹿の野に戦ひ給ひ
時蚩尤大霧をなして三日まてくく人皆惑ふ
こに於て黃帝風后をして斗機を法て指南車
を作て四方をわくくむ古今注云指南車ハ

隊ハ隊誤

黃帝の戦より起る蚩尤大霧をなして四方をま
どす爰に於て指南車を作る樂臺の鬼谷子の
注に爾慎歸の時周公道に迷ん事を恐て指南車
を作て是を送り給ふ古史考する亦周公作ま
ると云り或人曰管仲作まり古今注に又云舊説ふ
周公の作り給ふ所と云へり周公太平を致し給
ふに於て越裳氏則爾慎也譯を重て来り方
物を献る使者其路迷ふ周公賜ふ駢車五
乘を以て給ひ皆司南の製を以て給ふ
是によりて按ずるに黃帝の時始て作り給ひ
て其後周公又是を製し給ふなり

人の指教を請ふを荷指南と云ふ是よりとこ
きり東京賦に見指南於吾子桓譚の新論に曰
管仲ハ桓公の指南なりと云ふ皆是也

舟

淮南子に曰窾木の浮つるを見て舟を作る呂氏
春秋に曰虞姁音調船を作る物理論に云化狐舟
を作る墨子に曰工倕舟を作る山海經に曰番禺
舟を作る東晉の叢書記に曰伯益舟を作る世本
に曰鼓貨狄舟を作る黃帝の臣かくの如く諸説
多しといへども易繫辭に黃帝氏作て木を刻て
舟とし木を刻て楫と云ふは黃帝より起る

釋名にも黃帝船を作り給ふと云へり
古今原始に云黃帝の時夷習木を割て舟と一共
鼓木を刺て楫とを化孤櫓を作り伯僮棹を作る
戰舟いふも
墨子曰公輸般魯より楚を行くに舟戰の具を
るを是戰舟の始なり大白陰經曰水戰の具ハ
伍員是を作し始る

案

虞及三代より祖して案あり戰ふに始て其稱
り燕の方子母荊和と案と等して食ふと云ふ是
なり

樽

禮記に曰禮の始は飲食に始る汗樽して杯飲を
注に曰地をほりて樽とす是樽の名の始なり後
世或は瓦木を以て作る有是よりおとまり

盞

禮記に爵ハ有虞氏は琖を以て一高ハ單を以て
一周ハ爵を以て是是三器の始なり然れば則今
世に用る所の盞ハ夏后の琖よりとる

鼎

史記黃帝内傳鍾繇、疏等到皆云黃帝首山の銅
を採て鼎を荊山に鑄る是鼎の始也

水罐 みづがめ

盧綝の西四起事曰晋の惠帝成都を征せらるる軍敗れぬ帝渴せり帳下より五升の銅罐を齎て水を取て是をのむ後人水罐の制あり

盆

爾雅曰盎これを缶と云注曰今の盆なり呂氏春秋曰堯賛として缶と銘てこれを打てしむと云れは則缶は既堯の時に用ひらる

鉢 ちち

とと天竺國の器なり胡語を是と鉢多羅と云漢書は應量と云胡語と略して鉢と名つく宋の廬

どうと

かた

陸王銅鉢を以て祖の所に餉すと云れは晋宋の間に始て中國に用ひらる

杓 いやく

禮の明堂位に夏后氏ハ龍勺を以て是を推て考まは其前已に杓あり有夏始て加ふに龍を以てして杓を飾り祭祀に用ると云と云民用は杓と云其實ハ一也

杯 さい

禮の玉藻に母没をば則杯圈をて飲事なりと云と云り十洲記に曰周の穆王の時西胡より常滿杯を献ると云り是を以て見まは杯は三代の制

けい
りく 封瓊杯を作る是なり

盤 すう

大學に湯の盤の銘あり是夏の世既に盤の制有
て湯王始てこれに銘をきく

或曰盤盂ハ黃帝の臣孔甲作まき是二物の始
なり

注子

唐の元和年中唐憲宗の年号よりおこる其造る
所の人の名傳へり

偏提 いさげ

事始と曰大和年中に唐の文宗仇士良注子の名
の年号

鄭注をきき事を惡て注子と名鄭云の
惡め 則柄を立系を付て茶瓶の如くふて小

く異なりと名けり偏提と云

杞子 たい

建中の始唐の德宗崔寧の女匠者をして此物を
作らしめり始る

竈 かまど

後漢の李尤の竈の銘に燧人火竈を造るとい
續事始より黃帝の置給ふ所也と云り

釜甌 かまこ

古史考に黃帝始て釜甌を造て火食の道なり

匙かい

文王の易を賛し給ふ時震の卦に至て七毫ひちごうを失
ひ以て匙し給ふ

箸し

禮記ニ黍を飯するは箸を以てする事なりと
あり韓子ニ紂の象箸を作ると云を以て見
れば其始久し

秤斗尺しやうとふしち

此三物共小黃帝の時より始ると呂氏春秋より志
るなり

什物しつぶつ

史記ニ舜什器を壽立し作ると有

什器ハ世に用る器物の惣名なり

陶と

周書ニ曰神農陶を作る

冶い

古史考ニ燧人金を鑄て刀を冶る金ハ則治なり

周書より神農治と云をどし尸子より治を造る

とのハ虫尤也とも云ふ

按古多に礼記曰往昔先王未火化何

始也木を鑽て火を治るの後始なり

瓦かゝ

禮記ニ後聖火の利を脩め金いを範はんし土いを合あせと

りり後聖とハ燧人氏より後の聖人の事を云いふ

是瓦の始はりり博物志ニ禁瓦きんわといふは夏なつの禁きん今いま以もつ

て屋やを覆おほふといふ也古史考ニ曰夏后氏の時昆吾きんご

氏瓦わを作つくる史記しき龜策傳きふさくでんに宋の元君げんきうの臣衛平ゑいへい

曰禁瓦室きんわしつを作つくる注ニ曰昆吾氏陶たうを作つくるは禁きん今いまの屋やを覆おほふに瓦わを以もつてはなる事禁きんより始はり

博はく物ぶつ志し

古史考ニ曰夏の世よニ烏曹氏始はて埴はをはる

禮記に彼聖人の世に竹の金を祀りて土を合さず
竹を焚くは聖人の世に竹の金を祀りて土を合さず
竹を焚くは聖人の世に竹の金を祀りて土を合さず
竹を焚くは聖人の世に竹の金を祀りて土を合さず
竹を焚くは聖人の世に竹の金を祀りて土を合さず
竹を焚くは聖人の世に竹の金を祀りて土を合さず
竹を焚くは聖人の世に竹の金を祀りて土を合さず
竹を焚くは聖人の世に竹の金を祀りて土を合さず
竹を焚くは聖人の世に竹の金を祀りて土を合さず
竹を焚くは聖人の世に竹の金を祀りて土を合さず

博古涉筆卷之十二

器用門

羅

鳥罟也

世本：曰包犧氏の臣勾芒羅を作する

網

魚罟也

古史考：曰伏犧氏網を作し給ふ世本：曰勾芒

作る易の繫辭：曰包犧氏繩を結ひて網罟とす

杞朴子：曰大昊蜘蛛を見て網を結ぶ易の説に去

たり包犧氏と始と

斧をの

周書：曰神農斧斤を作する皇圖要記にも神

農斧介を作さるるに託せり

鋸のこぎり

古文考ニ曰孟莊子鋸を作る

孟莊子ハ周の世に魯國の大夫なり

鑿のこぎりの

古文考ニ曰鑿も亦孟莊子作る

漆器うるしもの

韓子ニ曰舜食器を作り其上を黒漆しに給ふ禹
祭器を作り其外を黒漆しし其内を朱しを畫えふを
とり唐太宗の曰舜漆器を作り給ふ然をハ漆
をぬる事舜より始る

帷幕いぶき

周禮幕人の注ニ旁に在る帷と云上に在る幕と
云皆布を以て是を作ると有り然を則帷幕ハ
周の制なりん歸藏ニ曰女媧雲幕を張て神明を
枚占を是に有りて見ると女媧氏の世に幕の名
有りといへとも其物は周より起るなりん

帳幄ちやうおく

黃帝内傳ニ王母帝の爲に九真十絶妙帳を設く
と有り是疑らくは帳の起るなりん周官小幕
人帷幕幄ちやう綬しゆの事を掌とると有注ニ云四合しやうがふ
て宮室に象ると幄と云玉の居る所の帳也と有

り然もは帳幄ハ當に周の制なり

幔

六韜ニ曰天すさに雨ありとすれども幔蓋を
て以て拾遺録ニ周の穆王の鸞章錦幔と云れを
周の時既に其物有けるなり

屏風

周禮ニ曰掌次設皇邸鄭康成ハ注ニ邸を以て屏
風の事とす禮記ニ曰肩斧扆而立陸法言ハ説
ニ今の屏風は扆の遺象也と云り三禮圖ニ屏
風の名は漢の世より出故ニ班固ハ書ハ多く其
物を云と云り然もは則漢の時屏風を制セリ事

周の皇邸斧扆の事より起るなり

簾

莊子ニ懸箔事なり荀子ニ局室蘆簾の文なり是
ふよりておせと疑らくは三代より有るなり

牀

孟子ニ舜の牀ニありて琴引給ふ事なり黃帝内
傳ニ七寶登真の牀なりと疑るは有熊氏より
始るなり

胡床

今云床机

風俗通ニ云漢靈帝胡服をこの七景師と云との
胡床を作る是其始なり

席しき

拾遺記ニ曰軒皇黄帝百辟群臣をして圭玉を蘭蒲の席上に列ねしむ韓子ニ禹蔣席を作り顔縁をとりは禹に至りて始めて純縁をの飾を加へ給ふなり

簞たわむら

詩經斯千の篇下莞上簞とあり是周の時より起るなり

酒帘さりむや

晋司馬の時隱士張元是を作る古今原始

火

禮會文嘉ニ曰燧人始て木を鑽きて火を取り生をうりて熟うと人をして腹疾はらなりしむ故に燧人うと名つく世本う燧人木を鑽て火を造うて尸子淮南子白虎通うとあり燧人木を鑽て火と取り給ふと云へり事物紀原

爐いたき

周禮天官冢宰の屬官人凡寢中共とろ爐炭とろとありは爐は三代の制なり

炭すす

周の世う炭を作る古今原始
燈ともしび

黃帝内傳ニ王母、黃帝ニ九華燈檠を授くと云れ
は其前より有る事明なり、事物紀原下同

燈檠

黃帝内傳ニ王母、帝ニ銅霄盤九華燈檠二を授
くとあり、是燈の檠有る始也

秋の意

大戴禮ニ武王の秋の銘あり、莊子ニ神農曝然と
して放秋の文有る時は其来る事久し、山海經に
は夸父曰と走る事を争ひ道にして死を其杖
を去て、今は化して鄧林と爲ると有り、是より
起る事なりや

山海經の説妄誕なり、信は然らず、神農より
前に有りけるなり

鳩秋の事

漢高祖楚ノ項羽と戦ひて敗れぬ處ハる、事急
みして井の中にかくる鳩有りて其上に鳴く追
来る敵兵其井中に人ありと思ひて追ぬ、高祖是
によりて死ぬか、事を得る位に即ち後鳩
秋を制して患難を忘る事と云へり、古始

傘

晋の代の諸臣皆車に乗る蓋有りて傘なし、元魏
ハ代北より起りて中國を去るハ北俗騎の便也

北方の俗騎をよくせむと云ふ

傘は騎に用ゐるものなれば疑はれは後魏の時始
て其制有けりなりん古へ帛を張て撒と云ふの
遺事なりに原下同

雨傘 阿多かき

六韜：天雨ふれば蓋幔を張らばと云ふ是周
の始の事なり是雨傘の用は三代既ふなり

笠 あき

漢の高祖の微なりし時竹の籜たけを以て冠とせし
に既に貴くなりても猶これを服せしる民間民間見
ひ效く竹冠を是笠と戴くの始なり古今原始

扇 あふき

崔豹：古今注：舜五明扇を仰り給ふ由記せり
今涼をこも扇は周の武王の作せる所と云此事物
手中てぬくみ

禮記：浴衣の時二巾を用ひたり是三代の制
也手中と名けり事ハ漢の世より始り

布袋 ぬのぶくろ

召きよの康公公劉の民に厚き事を美給ふ詩に乃
裹は餼糧於た橐たふ於た橐たふ无な傳たふ大なりと橐と云小
なりと橐と云御覽：曰古行者の食ハ布囊
を以て糧を貯ふ是則布囊ハ糧をつむの用

り起る事を謀る敵を攻めんと謀るに中に入て故に紙を馬
を作て是を放ち未央宮の赤遊をせり地縫を
穿て宮中に入んとせしとや昔より傳ふ可
如斯理或はあらん事物に原下曰
按ずるに續博物志に今の紙寫縁を引て上く
小兒口を張て望み視せしむ以て内熱を渡と
いふ

投子さい

續事始、曰陳思王曹子建雙陸を制して投子二
と置く是投子の始なり潘氏に託聞譚に投子の
四ふ朱をかさるゝのは明皇貴妃と朱戦して負

皇皇後

んとをたし重四出る時は敗を轉して勝とを
し故に明達連ふ呼て是を擲つ宛轉なる事良久
しふて重四とばり明皇大ふ説て高力士に命
して四ふ緋を賜ふに四の糸をけりよつて朱四
と云

蹴秋

宋朝會要に曰蹴秋ハ古の制にむし唐の世よ
り是を尚て玩樂をたむ

木人

仙傳拾遺に曰黃帝の臣左徹より始る黃帝天に
昇り終ふ天に昇りぬとハ則木を刻きて帝の

状をうへし諸侯を率て是より朝を是木を刻し人
よかきところの始なり

金人 かみんぎん

史記云范蠡ハ越王句踐の相なり既に會稽の
耻をたき五湖に泛ぶ越王是を慕ふて金を鑄
て其像を作らる然るは則金を以て人を作る事
句踐くせんすはじる

棺槨 ひろぎをろいこ

劉向云棺槨の作は黃帝より始る後漢の趙咨
曰棺槨の起るハ黃帝より始る黃帝内傳云曰
帝蚩尤を斬り棺槨を設く易の繫辭にも黃帝堯

舜の事とす

碑 いしぶみ

管子云無懷氏泰山に封じ石を刻て功を記せ
秦漢より以來始て石を刻む事ハ無懷氏を始と
謂といふとも碑の名ハ秦漢の時より始る

銘

蔡邕曰黃帝の金几の銘なり王子年拾遺記
云曰黃帝金を以て器を鑄る皆銘題なり凡造建
する所の物皆其年時を記す是銘の起りなり

如意

如意如事戰國の時にならば

念珠

漢の章帝の時胡僧念珠を作る一年十二月二十四
四氣七十二候の義よりとりて其數をづて一
百八あり

木魚

隋の世に僧志林と云ふもの木魚を設く
賢貨門古金

三種神寶

天照大神天津彦火瓊杵尊八坂瓊曲玉及八咫鏡
草薙劍三種寶物と賜て天降し給ふ神代卷
是三種神器の始也

八坂とは玉の出所の名曲といは其形まがむる
みや又其形の柔なりを云ふや八咫の鏡又は真
経津の鏡とも云ふ此宝鏡を見まふん事吾を見る
る如くすしと天照大神の勅みまうせ則
天照太神の御妹と崇め奉り代々天皇と出同
殿みましりるふ人皇十代崇神天皇の御宇に
甚神威を畏れ給ひて豊鋤入姫命を附奉て大和
國磯城小神籬を立てあそりく齋き奉り給ひぬ
又内裏には神鏡神劍の御影をうつしててて
給ふ所修所の宝劍と申奉るは是なり
草薙の本名を天叢雲劍と云日本武尊東征し給

し時子細りて草薙の劔と名を改め給ふ今
ハ熱田大明神の御神祓と崇め奉る又神鏡を内
侍所と申奉る事は村上天皇天徳四年九月内裡
炎上を平安城を都とすつたれ古より傳りし御
寶物も此時多く焼失せし神鏡は温明殿にあり
しを自ら飛出て南殿の櫻の上にかりしを内
侍所にうけ奉る是より始て内侍所と云

玉たま

天照大神の御時既に八坂瓊曲玉なりこれ玉の
始なり

金こ

續日本紀ニ文武天皇大寶元年三月對馬嶋より
金と貢る故に大寶元年と改元し給ふより見へ

い

按るに聖武天皇の詔に於大倭國は天地開闢
以來黃金を人の國より献る事は何れとも其
世には無物なり是陸奥より黃金を出し時
の奉る物色は文武天皇の御時對馬より金と貢
せしも外國より來るるを奉るなり

又續日本紀ニ曰聖武天皇天平二十一年二月丁
巳陸奥國より始て黃金と上る爰においし數は
七道の諸社に奉幣して其由を告給ふなり是

より唐代陸奥國より黄金を貢る事絶へ次萬葉
集の天平咸宝元年則天平二十一年三月改元五月十二
日越中國守鑑より於て大伴宿禰家持賀陸奥出
金作を歌其一、云

皇の清代さうくとわつまう

こちの山にあつた花さう

北時陸奥國小田の郡より始て金と出せしより
國守百海王敬福これと帝よりけ奉る

銀をさうに

日本紀に云天武天皇三年三月七日對馬國司忍
海造大國言銀始て當國に出しとて則貢上を

是よりて大國小錦下の位を授らるる銀の

倭國より事ハ始りて此時に出故に悉く諸神
祇奉らるる小錦以上の大夫等に賜ふ

按るに朝野群載不對馬貢銀託り銀山を
堀る事を詳に記せし事長けまは家に畧す

銅りね

續日本紀に云元明天皇和銅元年正月十一日乙

巳武藏國秩父郡より和銅を獻ふ

水鏡に日本は銅のあり始り」と記し和銅と

云年号は是よりての名り

今按るに伊弉諾尊の時既に白銅鏡より天照

大神の時石凝姥命天の香山の銅を取て鏡を鑄
終ふ事なりは猶其始之し

錢に

日本紀云曰持統天皇八年春三月二日真廣肆大
宅朝臣唐勒大貳臺忌寸八嶋黃書連本實等を
以て鑄錢司と拜せし是日本より錢を鑄る
事の因史云是くは始り續日本紀云文武天
皇三年十二月厩子始て鑄錢司と置る直大肆中
原朝臣意美麻呂を以て長官とすとあり

是文武帝の御時を改て鑄錢司を置終ふと云
事なりん凡日本に錢を用ふ事持統文武の御

時より始るなり

又曰元明天皇和銅元年二月甲戌始て催鑄錢司
と置る同年七月丙辰近江國に令して銅錢を鑄
させらる八月己巳始て銅錢を行ふ

今按るに是より前跡を鑄さしめ終ふとも皆
異國より來りし銅を用ひさせ終ひし和銅元
年よりは正しく日本に銅出來まは和銅錢は日
本の銅より鑄さしめ終ふなり然れハ則是
誠に日本の錢の始と云へし和銅開珍の錢今
世に猶残れり是より歷代錢を鑄させらる三
文圖繪は日本の錢六品をのせたり

和銅開珍

神功開珍

拾芥抄ニ神功開宝と云天平神護元年ニ鑄
萬年通寶

天平宝字四年三月鑄之

隆平永宝

延喜十五年十一月鑄之

乾文大宝

村上天皇の御時鑄之

延喜通寶

延喜七年十一月鑄之

是也然るは日本の錢中華にも渡りしなり又

元史ニ日本商人を遣一金を持來て銅錢小易
つとけり是後宇多院の建治三年の事之異國
より錢を渡さず是と始とす又錢九十六文を
以て百文とす事ハ上杉憲政の家老長尾意
玄制を立し始る長尾曰敵國ハ入町人
地下人遊散其所に不居るハ小身の中間少し
の物を買べきやと申し銀貨はとりあつめて
豊ありねは代物はつらむれさるもの之豊な
る世ハは關滿有事長久の政ナれば代物を九
十六文ありて四文つ、かけると出づべし其
上世文つ、三つに分けず、廿二文を四と云

世ハ八文ヲ用フ也かくては錢のつうひや
もよりとて九十六文を以て百文と一十九百六
十文を一貫文と定めしむ

上杉憲政は天文の頃の人

銀錢

日本紀ニ顯宗天皇二年稻一斛を銀錢一文ニ代
とす此時既に銀錢を用ひしなり

日本紀ニ天武天皇十二年四月銀錢を傳て銅錢
を用ひしなり然るも持統文武の初ハ多クハ銀
錢を用ひしなり

續日本紀ニ云和銅元年五月壬寅始て銀錢を行

ふとす是より後銀錢を用ひし始りや

紙錢

後醍醐天皇重祚し給ひて大内裏作らるゝ一と
て我朝より未だ用ひさる紙錢を作らるゝ大
平記第十二卷に見えし是紙錢を用ひしと
始也

鈔粉 あらいもの

持統天皇六年沙門觀成ニ鈔粉を作事と美て
鈔十五匹綿三十疋布五十端を賜ふ由日本紀不
見しなり是始なり

沙門ありて非法の物を工作せしより元亨釋

二書より之を起り

紐青

扶桑略記に曰長久二年後朱雀院攝津國より始
て紐青を献る

寶貨門

金玉

管子に曰玉ハ禹の代より起り金ハ江漢より起り
珠は赤野より起り事物紀原

錢

古今原始に曰女媧氏伏羲の妹の時棘幣を錢る外曰
りハ天上降り四方より地より象り以て輕重

を定め有無を通を銅と聚て是を作る是錢の始
也事物紀原に曰湯の時七年旱一禹の時五年の
間洪水の災ありに莊山の金を取禹ハ歷山の
金を取ことに幣を鑄て以て人を赦ふ周の大公
召公至て始て名づくに錢を以てす此說管子馮
鑑の續事始よりは錢ハ堯より起るとす國語に周
の景王の時錢の輕き事を患て大錢を鑄ふ韋昭
の注に曰徑一寸二分重サ十二銖これよりして
見れば大錢は周の景王より始る年号を以て錢
の文に鑄る事ハ後魏の孝文帝大和十九年より
始る唐會要に曰武德四年唐の高祖七月十日開

元通宝の錢を行ふ是より又通宝と以て錢の文
とす事文化原

按さるに譚賓銘は武徳の初開元通宝の錢を
鑄る其始に鑄様を述むる日文徳皇后一の甲
の痕を指す因て又改め成と云へり世に誤て
玄宗の時開元通宝の錢を鑄る楊貴妃其模範
に甲痕を留むと云ふ誤也又丘瓊山は史正綱
は唐の開元通宝は高祖の武徳四年に是を鑄
る開元通宝也錢の名及其文字を書事と如歐
陽詢のする所倣ふ是を開元通宝と云ふ也と
も玄宗の開元年中に鑄るふべしと記せり

此後にも是を開元通宝とよむとよりとす然
れ共通鑑綱目にも唐の高祖武徳四年に唐始
て開元通宝の錢を行ふとあり

前代の錢の文は草書を用ゐる事ありしは淳化
年中に宋太宗始て宸翰を以て是を書給ひし
り始る後鑄銘

古より錢を用ゐるに千文を以て一貫とを梁武帝
の時破嶺より東の方は八十と百とし是を東錢
と名づく江鄆より上つかは七十と百とす西
錢と名づく京師は九十と百とし長錢と名づく
錢八十を以て百とす事梁より始る唐の昭宗

て角鹿つるかの氣比けひ大神だいたを拜禮らいらいに行いうめ給たまひ
其留身りゆうみめ酒さけをわりて待給まちたまひし事こと何なんの皇子みこ歸かへ
り給たまひてこれをさめめ歌うたをよめ給たまふ武内大
臣皇子みこの爲ために答歌こたえうた給たまふ是こゝろを酒樂さけがきの歌うたと云
古事記こふしきに見みくく又應神天皇おふきみの御時みとき百濟ひやくせい回かいよ
り酒さけを醸かむ事ことをさめる人名ななハ仁番にばん須の許名年としり
渡わたり来きり大御酒おほみさけをわりて天皇てんかうに献けんる古事記
に是こゝろくく是こゝろより酒さけの製法せいぽう精せいく成なりたるを
るべし今いまハ世界せかいの中なかつ日本にっぽんの酒さけに及およびたりと云

飴あめ

神武天皇の御時飴あめを作つくる日本記是始これまたなり

藏氷くらひこころりとあさむ

仁徳天皇六十二年五月仁徳天皇六十二年五月額田なつと大中彦皇子おほなかつひこみこ聞き鷄け
と云所いふところに聞鷄ハ攝津回武庫郡撰えらに去給さけたまひ山
上登のぼり野中のなかつを見みやり給たまひハ廣菴を作つくりた
るゆなる物ものり人ひとを遣つかはされ見み也給たまふコ
窟くつなりと申まを其時そのときかの山やまのりりに侍まつりる人ひとを
召よて問とせ給たまふに氷室ひつむろなりと申まを皇子みこその氷こを
まいうゆりあて給たまふと問とせ給たまふに答こたて申まを
さく土つちを二丈餘ふたさかたあまりなりて草くさをふき茅萱ちやうせんあると
集あめてき氷こを掘ほむいうゆりり大旱おほいなり
とけは是こゝろを取とり熱月用もちふと云なり其時そのとき皇子みこ此

氷を仁徳帝に奉りて給ひしは甚る感有し
日本紀にのせり日本より氷を奉り始り
其後より季冬毎にこれを納て回々所々氷室を
置き侍りし也日本紀

茶 ちや

海人藻友と云書茶は上古より我朝にありて
挽茶の革命として内裡におあり行つる公事儀式
ふして葉上僧正入唐の時蒙て茶の種を渡され
初尾明恵上人是を既しと書り
榮西尊茶をたし是を明恵上人に送られし事
明恵傳記に是くし

上古より古く事他の書み未だ見たりは奥儀
抄にそのうち内裡にて大般若經讀誦せさせ給
ひたり時挽茶として衆僧に茶を賜ふ事ありしと
うや後より酒を賜ふ事ありしと書り是
も上古よりは見えず嵯峨天皇ここに茶をめでた
き物なり給つしといふ事ハ古き文にも見えず
りされむや弘仁六年四月は天皇近江國滋賀
韓崎より幸し給ふ時崇福寺の大僧都永忠手づか
ら白ら茶を蒙て奉りし事日本後紀に見えし
日本に茶をうへ初りし事は茶湯記靈岩寺大藏
所化の作
ふ建仁寺の開山千光國師初尾の明恵上人同船

唐
して入船同時に歸朝して茶の種を將來
て筑前國若振山よりこれをうゆ岩上茶と号を上
人は是を柵尾に移し又宇治よりつをとり

鳥籠同穴集と云書に明惠上人茶の實を柵尾
と宇治ふ植し事を記せり

是曰木茶を植るの始なり是より所々廣
大けり仁和寺醍醐葉室般若寺神尾大和
の室生伊賀の八島伊勢の河居駿河の清光武藏
の河越茶と皆是宇治柵尾よりつきて其名を
得し茶を曰さす草と訓せりハ睡とさすを
の功なりはなり惟宗の孝言後朱雀院の茶讚と

作て其能を譽るといへとも蜀山の産する所と
われは是唐土より來る茶を稱するなり

茶讚ハ續文粹に出たり
葉上僧正茶一盞と大將軍實朝とも子献り茶の徳
を譽る書を捧し事東鑑より見く

其書を喫茶養生記と名つく今も傳まり

僧正ハ日本に初て茶を植し人なれば此茶は日
本の茶を稱せりや宋人の詩り幸得梅山信
初嘗日本茶と作りしを柵尾の茶其名中華
に稱せり事殊に奇なり

梅山ハ柵尾をさす梅と柵とをなし字なり故

今の世は甚用ゆる所の品にそくなく高下の
 違ひいらとりくも上王侯より下庶民よりと
 るまで白として時として茶を用さる事なる
 りみき春雨抄み茶の歌として
 くりくくくくくくくくくくくくくくくく

柳屋山の春のふゆ

今日本の風俗みて婚姻の約を給ふ時聘物を送
るに茶を副る事なり此禮いつ世の時より起り
しりや其始をたゞ此事中華より有る事りや明
の陳晦伯の作る天中記と云書に九種茶必下子

移植則不復生故聘婦必以茶為禮義固有取所也
と書り

饅頭 まんぢう

昔建仁寺の第二世龍山禪師入元在時に林和靖
の末裔林淨因と云との龍山の弟子となり此人
中華よりよく饅頭を制せり曆應光明天帝の年号四年
龍山歸朝をこの時林淨因も相從て来り後に氏
を改て塩瀬と云始南都より住して是を作ること
を奈良饅頭と云是日本より饅頭の始也塩瀬家説

烟草
たばこ

慶長十年の比に始て日本に渡り其後諸人は

と賞飲をたむこと、和訓あり、江澤州府志蓬
溪類説に淡婆姑と稱す本草洞詮石鮑氏撰茅九
：云烟草一名ハ想思草言ハ人是を食時ハ則時
々思想て離る、事あり、以味辛く氣温ふ、
毒あり、寒濕の結滯を開く人の腸胃筋脈下、通
暢なる事を喜故に烟の氣口に入れて直ふ胃脈不
循て行く内より外へ達を四肢百骸至らざる可
なし其功四あり一ハ醒むハよく是を以て酔
一ハ蓋し火の氣薰蒸して表裡皆徹を酒を飲
う如し二ハ酔ハよく是を以て醒一ハ蓋酒後
に是を吸て氣を寛一疾と下在時ハ餘醒頓に

解く三ハは飢むはよく是を以て飽一ハ四ハは
飽ハよくこれを以て饑一ハ蓋空腹ハ是を食
ハ充然として氣盛にして飽う如し飽て後にこ
れを食ハは則飲食ハ快然として消し易し人遂
に是を以て酒不代ハ茗ヲ代て終日是を食て厭
む此れ古人の宗氣一呼に脈行三寸一吸ハ脈
行三寸晝夜ハ一万三千五百息也五十度身を
周て脈行八而一十丈此自然の節度也臟腑經
絡皆氣を胃ふく烟胃中に入て頃刻ありて身
子周ハ常度ありて然るに疾の勢ありと
こ、を以て氣道頓に開て通体俱ハ快ハ然りと

いへとも火と元氣と兩なりつたは一勝ハ則
一ハ負人の元氣ぢんを此邪火の終日薰灼せし
に堪べけん也必真氣日々衰陰血日々涸
是暗子天年を損む人足と覺らざるのこ内痞
外痺を病むのその開通の力をうけて寒溫痰滯
を驅除又殊功あり若陰虛より火ありとの是を
食へハ烟をすすり如し是を戒よ洞詮の説如斯
今俗は飲食の内にも殊に酒茶煙草の之飲ハ貴
となく賤となく智あるも愚あるも分て是を賞
をされは酒ハ毒なりとりつても少く飲時ハ人
に憂ある事医書に思へり殊に聖人もこれを

捨給り酒茶ハ渴を潤し煩膩を去るの能なりた
た煙草の之益なり害多き事是不過たるもの
なり俗輩奴婢のこれを吮ハ責るにならば士君
子たる人の蛮國の俗と慕ひ身に害あるものを
好む賞する事ハ甚むる事なり元和元
年十一月廿八日將軍家より天下に命を下し
て烟草を吸事を禁給ひて理ある御説
なりしを今その禁の弛あることを歎
けむ

[illegible]

